

図表 1 地区の概要

施設名称	宮島包ヶ浦自然公園
地区名	瀬戸内海国立公園 包ヶ浦集団施設地区
所在地	広島県廿日市市宮島町字包ノ山1153番8（A地区：家族用ケビン）、字厳島浦1195番の一部（B地区：グラウンド、テニスコート）、字包ノ山1153番5（D地区：団体ケビン）
事業用地	参考資料-3「地区区割り図」参照
土地所有	廿日市市
関連法令の制限	建築基準法：用途地域を指定しない区域 建ぺい率70%容積率400% 防火地域を指定しない地域 但し法第22条の指定区域 都市計画法：宮島都市計画区域 厳島風致地区 建築物の形状、規模、色彩等の制限については廿日市市都市計画課ホームページで閲覧できます。 URL：https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12419.html 宅地造成及び特定盛土等規制法：宅地造成工事規制区域 ■自然公園法：瀬戸内海国立公園（第2種特別地域／集団施設地区） 【公園事業での執行】 本事業は、自然公園法第10条の規定に基づく公園事業（野営場事業、宿舎事業）の執行による実施を想定していますので、国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040111号自然環境局長局通知）ほか、公園事業の執行認可に係る基準に基づき実施する必要があります。 【現在の公園事業決定の状況及び今後の予定】 公園計画を踏まえた現在の公園事業決定内容は、A地区：野営場事業（家族用ケビン、B-1地区：野営場事業（団体用ケビンB・テニスコート）：C地区：園地事業（グラウンド、園地【広島県執行】）、D-1，D-2地区：野営場事業（団体用ケビンD）となっています。 企画提案により、宿舎事業を行う場合は、活用範囲内容を踏まえ公園事業決定変更により環境省が令和9年9月を目途に宿舎事業範囲を決定する予定です。その後宿舎事業の事業執行認可を取得し事業が可能となります。 また、C地区：園地事業（広島県執行）については廃止を行い隣接する園地事業（廿日市市執行）の区域拡大を行うこととしています。 さらに、野営場事業を行う場合は公園事業の変更を行わず、現状の野営場地区（A地区、B地区、D地区）での事業執行が可能となります。 【建築に係る制限（宿舎事業）】

新たに宿舎事業を変更決定することから現段階での施設規模などの取扱は決定していませんが、概ね「瀬戸内海国立公園（広島県地域）管理計画書 平成元年3月」広島県西部管理計画区（2）公園事業取扱方針に準じる見込みです。

建築に係る制限「瀬戸内海国立公園（広島県地域）管理計画書」

※その他、デザイン、色彩等の制限については環境省ホームページで閲覧可能です。

URL : <https://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/index.html>

「管理計画書」のうち、「瀬戸内海国立公園（広島地域）管理計画書」を参照してください。

■文化財保護法：特別史跡及び特別名勝厳島（第4種保護地区）

建築物の形状、規模、色彩等の制限については廿日市市教育委員会文化財課ホームページで閲覧できます。

URL : <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/59/76763.html>

建築計画について、審査機関、文化財審議会で修正意見がある場合があります。現状変更許可申請から許可に至る期間は長期に及ぶことがあります。

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（通称「土砂災害防止法」）

事業用地内に同法による土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定区域があります。

指定区域の詳細については、広島県ホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で閲覧できます。

URL : <https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

■土壤汚染対策法

土壤汚染対策法による有害物質使用特定施設の使用廃止事業場の土地か否かについては確認済みです。

令和8年3月16日、広島県西部厚生環境事務所環境管理課にて台帳を閲覧し、確認しました。

- ・有害物質使用特定施設（水濁法・瀬戸法）設置事業者名簿
- ・有害物質使用特定施設（水濁法・瀬戸法）廃止事業者名簿
- ・有害物質使用特定施設（県条例）設置事業者名簿
- ・有害物質使用特定施設（県条例）廃止事業者名簿
- ・有害物質使用貯蔵指定施設（水濁法）設置事業者名簿
- ・有害物質使用貯蔵指定施設（水濁法）設置事業者名簿
- ・有害物質使用貯蔵指定施設（水濁法）廃止事業者名簿

	令和8年3月17日、廿日市市消防本部予防課にガソリン貯蔵施設の有無について照会を行い、3月24日に当該施設の設置記録がない旨の回答を得ました。
近接道路	市道包ヶ浦大砂利線（A、B、C地区）建築基準法41条1項道路に接道 市道包ヶ浦大砂利線（D地区）建築基準法41条1項道路に園内通路を介し接道
現状土地利用	廿日市市管理地 ・管理棟（大浴場、レストラン、会議室） ・宿泊施設（ケビン）、運動施設（グラウンド、テニスコート6面） ・園地 事業用地に隣接して海浜があり、令和5年度までは夏季に海水浴場を開設していました。事業計画上海水浴場の運営を行う意向があれば、漁協同意及び関係法令の手続きを行った上、開設することは可能です。
地盤情報	・No.4グラウンド内 GL-31mで軟岩確認 軟岩までは砂、礫混じり砂 ・No.1テニスコート付近 GL-12mで軟岩確認 軟岩までは砂、礫混じり砂 ※詳細は「参考資料-4 情報図（基礎情報）」での確認又は廿日市市本庁舎にて閲覧できることとしますので、連絡してください。）
生物生息情報	令和7年度に秋、冬の生物現況調査を実施しています。 令和8年度には春、夏の調査を実施することとしています。 令和7年度秋、冬の結果は「参考資料-4 情報図（生物環境）」を確認してください。（希望者は廿日市市本庁舎にて閲覧できることとしますので、連絡してください。） また、令和8年度の結果については、改めて情報提供を行います。
インフラ情報	上水道：廿日市市簡易水道 下水道：廿日市市公共下水道 電気：中国電力 ガス：プロパンガス

その他	■環境省所管地 事業用地に隣接して、環境省所管地（野営場）2.6haがあります。 ①管理の状況 環境省と廿日市市で管理に関する協定を締結し指定管理者による管理を行っていましたが現在は閉園して立入禁止となっています。 ②利用の状況 閉園までは、野営場として廿日市市管理地と一体的に利用されていました。 ③環境省所管地の土地利用について 当地の活用について、環境省は廿日市市の実施する本事業の事業者決定後、事業者からの要望があれば環境省は活用等の協議に応じる意向があります。 ■国立公園における利用拠点整備改善計画 集団施設地区再整備のため、「国立公園における利用拠点整備改善計画」を策定し、エリア3部分については令和9年3月に認定を受ける予定としています。また、事業提案を受けた後、公園計画の変更が整い次第、改善計画の変更を申請行い、令和9年度中には、提案エリアを含めた変更認定を受ける予定としています。 なお、認定後には、事業者において「国立公園等資源整備事業費補助金」の活用が可能となります。 補助事業の内容については、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）公募要領を参照してください。
------------	---